解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年七月二十九日つくば市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月三日

茨城県つくば市台町三丁目三番地一

台町土地区画整理組合

代表清算人　渡邊　衛一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年八月二十九日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月三日

千葉県袖ケ浦市代宿五一番地三

袖ケ浦市代宿土地区画整理組合

代表清算人　遠山　貞夫

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年八月二十五日愛知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月三日

愛知県津島市立込町二丁目二一番地

海部津島土地開発公社

代表清算人　日比　一昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩市花川南五条四丁目一〇七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中谷　匡宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

札幌市中央区南一条西四丁目五番地大手町ビル三階　石井綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺麻里衣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市山目字向野一七番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　関根　千惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

事務所岩手県一関市字相去五七番地五　みのる法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千田　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市大東町一八番地、最後の住所山形県鶴岡市大東町一八番三八号鈴木ハイツ二〇三号室

被相続人　亡　鈴木　重典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

山形県鶴岡市ほなみ町一番一号ナエズサトウテナント二―A

相続財産管理人　弁護士　日詰　直史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市鶴見町一〇番地四、最後の住所群馬県高崎市鶴見町一〇番地五

被相続人　亡　湯浅　彦一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

群馬県高崎市飯塚町七三九番地二〇

相続財産管理人　司法書士　桜井　一士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区桜台三丁目一六番地、最後の住所埼玉県新座市東北二丁目三二番三―九〇四号

被相続人　亡　坂本　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目八番地第九松ビル三階A号室　弁護士法人福地輝久法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福地　輝久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区生実町一七、最後の住所千葉県千葉市中央区今井一丁目一九番地一四五番地八四

被相続人　亡　井原　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

事務所千葉市中央区中央三―一五―三　朝日プラザマンション四階　双葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安川　秀穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都福生市大字福生五六三番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井梅　義久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市墨坂南五丁目一〇六三番地一、最後の住所長野県須坂市墨坂南五丁目二番二七号

被相続人　亡　中島　眞吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

長野県長野市岡田町一六六番地一森ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　河辺　悠介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市西大渕五三二九番地、最後の住所神奈川県横浜市旭区上白根町三四八番地

被相続人　亡　渡辺あさ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

静岡県浜松市中区鴨江四丁目一一番三五号

杉山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉山　一統

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市瀬部字山伏五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鶴見　俊昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

名古屋市中村区乾出町二―七正和ビル二階

なかむら公園前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松澤　良人

第４期決算公告

平成26年10月3日　宮城県加美郡加美町字雁原325番地

ケイテック株式会社

代表取締役　髙橋　匡芳

貸借対照表の要旨

（平成26年6月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,031	流動負債	3,213
固定資産	2,690	固定負債	702
有形固定資産	2,485	負債合計	3,915
無形固定資産	79	株主資本	805
投資その他の資産	125	資本金	100
		資本剰余金	211
		その他資本剰余金	211
		利益剰余金	494
		その他利益剰余金	494
		（うち当期純損失）	(187)
		純資産合計	805
合計	4,721	合計	4,721